

合成副腎皮質ホルモン剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

水性デキサメタゾン注A

【本質の説明又は製造方法】

一般に、副腎皮質ホルモンは水に対して溶解度が低いため、注射剤として懸濁液の形で用いられてきましたが、本剤は、溶解度の高いデキサメタゾンのエステルを使用しておりますので、安定した水溶液になっており、静注、皮下注などの用途に使用でき、速やかな効果の発現を期待する場合などに便利な、優れた製品です。

【成分及び分量】 本品10mL中

成分	分量
デキサメタゾンメタスルフォベンゾエートナトリウム	15.3mg (デキサメタゾンとして10.0mg)

【効能又は効果】

- 牛:ケトン症、筋炎
馬:関節炎、筋炎、腱炎、腱鞘炎
犬:湿疹、外耳炎、非感染性皮膚炎、関節炎
猫:湿疹、関節炎

【用法及び用量】

1頭当たりデキサメタゾンとして、下記量を1日1回皮下又は静脈内に注射する。

牛:5~10mg

馬:5mg

体重1kg当たりデキサメタゾンとして、下記量を1日1回皮下、筋肉又は静脈内に注射する。

犬・猫:0.05~0.1mg

【使用上の注意】

「基本的事項」

1.守らなければならないこと

(一般的注意)

- 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過剰にわたる連続投与は行わないこと。
- 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意:本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(牛、馬)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛(皮下注射) :食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前48時間

牛(静脈内注射) :食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前60時間

馬(皮下又は静脈内注射) :食用に供するためにと殺する前7日間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- 注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- 小児の手の届かないところに保管すること。
- 本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
- 使用時にはゴム栓をエタノール消毒綿等でよく清拭すること。
- 分割使用する場合にはできるだけ速やかに使用すること。
- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分量の許可を有した業者に委託すること。

2.使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- 誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
- 皮膚に付着したときは、石けん等でよく洗うこと。

(対象動物に関する注意)

- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

「専門的事項」

(対象動物の使用制限等)

- 本剤に対して、過敏症の既往歴のある患畜には使用しないこと。

(重要な基本的注意)

- ・本剤は牛及び馬の筋肉内注射は行わないこと。
- ・本剤は副腎皮質ホルモン系薬剤であるので、患畜の症状及びその程度を十分考慮して慎重に選択し、使用すること。

(副作用)

- ・本剤は妊娠動物に投与すると流死産、後産停滞を起こすことがある。
- ・本剤は感染症を悪化させることがある。
- ・本剤はときに誘発感染症を起こすことがある。
- ・本剤は泌乳量の減少を起こすことがある。

(その他の注意)

- ・本剤は実験動物において催奇形性、培養細胞において変異原性を示したとの報告がある。
- ・本剤は長期投与すると、一過性の精巣機能低下を起こすという報告がある。

【使用期限】 包装に表示の使用期限内に使用すること。

【包装】 10mL×10バイアル

【製品情報お問い合わせ先】

日本全薬工業株式会社

〒963-0196 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

フリーダイヤル 0120-452-793

受付時間 9:00-17:00(土日祝日・弊社休業日を除く)

製造販売元



日本全薬工業株式会社

ZENOAQ 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。